

長官会見 冒頭発言要旨

令和6年6月に発覚した航海日当不正受給事案について、海上保安庁は、法執行機関として高い遵法意識が求められ、いかなる理由であれ、不正は許されないことは言うまでもありません。

海の安全や秩序の維持を任務とし、法令を遵守させ違反者を取り締まる立場の海上保安官が、航海の実態と異なる請求書類を作成し、航海日当を不正に請求・受給したことは、決してあってはならない行為で、極めて遺憾であり、国民の皆様に深くお詫びを申し上げます。

海上保安庁では、本日までに、不正受給のあった巡視船艇等の船長139人に対し懲戒処分等を行うとともに、その管理監督責任として、同船長の上司であった当時の海上保安部長等の所属長24人に対して説諭処分を行いました。

また、私についても、本日、国土交通大臣から、管理監督責任により減給の懲戒処分を受けました。

大臣からは、

- ・二度とこのような事案が発生しないよう、海上保安庁一丸となって、職員一人一人が再発防止に万全を期すること
- ・国民からの信頼回復に向け、あらゆる業務にしっかりと邁進すること

と指示を受け、さきほど臨時の管区海上保安本部長等会議を開催し、職員一丸となって、不祥事とは決別し、組織として早急に健全な姿に立て直すべく、

- ・厳正な服務規律の確保の徹底
- ・再発防止対策の徹底
- ・国民の信頼回復

に万全を期すよう各管区海上保安本部長等に対し私から指示をいたしました。

本件につきましては、事案発生後に緊急的な再発防止策を講じるとともに、令和3年4月から令和6年6月までを対象期間として、期間中船艇勤務があった全ての海上保安官9,072人に対する書面調査や航海実態と請求書類の突き合わせ、聞き取り調査等を行いました。

その結果、全国243隻の巡視船艇において不正受給が確認され、誤請求分と合わせ3,312名の職員が、約3,700万円を不正に受給していることが判明しました。なお、不正受給した者に対し国庫への返金作業を進めているところであります。

本事案の直接の原因は、職員のコンプライアンス意識の欠如により、航海日当が不正に請求されたこと、また、その後の請求事務の決裁等におけるチェックの不備により、不正を是正できず、航海日当の不正受給が行われてきたことであります。また同時に、長年にわたり、不正の認識が欠如した受給が慣習化され、強い上下関係により不正の声を上げにくい職場環境であったことも相まって、組織として不正を正す自浄作用が働かなかったことなども、真摯に受け止めなければなりません。

このような状況に対し、再発防止検討委員会の提言を受け、海上保安庁は

- ・ 船長を対象とした研修の実施など職員のコンプライアンス意識を高める取組みを推進すること
- ・ 請求事務の自動化や給与監査等における確認の徹底など不正が発生しないための仕組みの構築すること
- ・ 不正に対して声をあげやすくするための風通しの良い職場環境の醸成すること
- ・ 航海日当等の制度理解促進のための給与等制度に関する研修など制度・運用を改善すること

の4つの再発防止対策を掲げ、二度とこのような不祥事を起こ

さないよう、全庁一丸となって実行してまいります。

海上保安庁においては、職員一人一人が、今般の事案を重く受け止め、決して風化させることなく、深く内省し、二度とこのような不祥事を起こさないという固い決意を持ち、そして、高い倫理観を持ち、法とルール・モラルをしっかりと守って誠実に行動する組織として、真摯に海上保安の任務に日々精励し日本の海の安全安心を守り、国民の期待と信頼の回復に全力であたってまいります。